

第
4722
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 5月 7日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 社長死亡による役員報酬の改定

Q：社長が事故で亡くなりましたので、専務が急遽社長になりました。これに伴って、前専務の役員報酬を増額しましたが、増額分は損金算入することができますか？

A：定期同額給与として取り扱うことができるものと思われます。

【解説】

法人税では、役員に対する定期給与のうち次のものは定期同額給与として損金に算入することができますこととなっています。

- ①その事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの
 - ②次に掲げる改定がされた場合におけるその事業年度開始の日又は給与改定前の最後の支給時期の翌日から給与改定後の最初の支給時期の前日又はその事業年度終了の日までの間の各支給時期における支給額が同額であるもの
- イ. その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3月を経過する日までにされた定期給与の額の改定
- ロ. その事業年度において法人の役員の職制上の地位の変更、その役員の職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情によりされたこれらの役員に係る定期給与の額の改定(の改定を除く)

ご質問の場合は、専務が亡くなった前社長に変わって社長になって、役員報酬を増額したということですから、ロに該当し、改定前の報酬及び改定後の報酬が同額であれば損金に算入することができるものと思われます。

